

三戸町商工業パワーアップ事業費補助金

町内の事業所または団体が、町商工業のより一層の活性化を図ることを目的に実施する事業に要する経費について、三戸町商工業パワーアップ事業費補助金を交付します。

対象者 町内の**事業者**または**団体**で、町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、法人町民税を滞納していない人

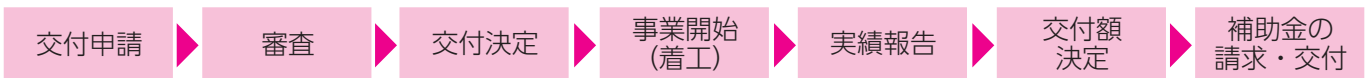
対象事業・経費・金額

補助対象事業	補助金額の上限	補助金の額	補助対象経費	申請回数
販路開拓事業 (地場産品等のPR販売により、青森県外における販路開拓を目的とする事業)	20万円	補助対象経費に補助率5分の4を乗じて得た額以内の額(千円未満切り捨て)	イベントへの出店などに要する旅費、運搬料、出展料、販売促進費(チラシ・ポスター・ノベルティ・試食など)などの経費。	1事業者あたり、同年度内で補助金額の上限に達するまで。
店舗改修事業 (店舗の改修(店舗専用部分に限る。)による誘客の促進などを目的とする事業)	20万円	補助対象経費に補助率3分の1を乗じて得た額以内の額(千円未満切り捨て)	工事を伴う改修などに要する経費。ただし、トイレの新設に係る経費は除く。	令和3年度以降で1事業者あたり、1回に限る。
「11ぴきのねこ」活用事業 (「11ぴきのねこ」の活用による誘客の促進を目的とする事業)	2万円	補助対象経費に補助率5分の4を乗じて得た額以内の額(千円未満切り捨て)	「11ぴきのねこ」の店頭幕やのぼりの設置、飲食店利用客に提供するための食器の購入などの経費。	1事業者あたり、同年度内で補助金額の上限に達するまで。
特産品開発事業 (ふるさと納税返礼品や国史跡三戸城跡に関するお土産品開発などの特産品開発または改良による地場産業振興を目的とする事業)	25万円	補助対象経費に補助率5分の4を乗じて得た額以内の額(千円未満切り捨て)	試作品の作成または商品開発もしくは販売促進用品に係るデザインに要する経費。ただし、試作品の作成にあたり、新たに必要となる機械・機材などがある場合は、原則としてレンタルまたは委託製造に要する経費に限る。	1事業者あたり、同年度内で補助金額の上限に達するまで。

申請書類 補助金交付申請書 事業計画書 収支予算書 収支予算額が確認できる見積書など
 納税証明書または町税の納付状況を確認することに同意する文書
 その他町長が必要と認めた書類

各種補助金交付までの流れ

※交付決定前に着工した事業は、補助対象外となりますので、ご注意ください。



【問合せ先】三戸町役場 まちづくり推進課 ☎ 20-1117

三戸町商品宅配サービス事業

「買い物に行きたいけれど、交通手段がない」「重い荷物が持てない」「子育て中でなかなか買い物に行けない」など、さまざまな理由で、町内の商店などに出向くことが困難な人に、商品をお届けします。

対象者

住民基本台帳に記録され、3月以上居住しており、社会福祉施設または病院などへ入所・入院していない人で、次のいずれかに該当する人

- 世帯員全員が概ね65歳以上の世帯およびこれに準ずる世帯またはこれに属する人
- 身体障害者手帳(肢体不自由および視覚障害による人に限る。)または愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
- 母子家庭または父子家庭の世帯
- その他町長が認める人



利用料

1回の利用につき、**100円** ※1回につき税込1,000円以上の買い物が対象

申込み

サービスを利用するにあたって、事前に申込みが必要です。まずは、お気軽にご相談ください。

【問合せ先】三戸町役場 まちづくり推進課 ☎ 20-1117 社会福祉法人 三戸町社会福祉協議会 ☎ 22-0262